

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	鈴木準二君
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤墳理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀靖君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	藤江和明君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高木智司	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定について

- 日程第6 議 第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
議 第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議 第36号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第8 議 第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結について
- 日程第9 議 第38号 垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事委託に関する協定の締結について
- 日程第10 請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 5 年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、今定例会以降、議会出席者のマスク着用を自己判断としております。御理解を賜りますようお願いをいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から16日までの10日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 水野忠宗君、4番 渡辺保彦君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 3 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（若山隆史君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につきまして、御説明を申し上げます。

総務費では、旧庁舎跡地等活用事業、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、土木費では、表佐宮代線道路改良事業及び大垣都市計画区域区域区分変更図書作成事業、以上 4 事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施

行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、総務課において所管をいたしております款2総務費、項1総務管理費、事業名、旧庁舎跡地等活用事業につきまして補足説明を申し上げます。

この事業は、令和3年度から令和5年度にかけまして債務負担行為を設定いたし、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業として進めているものでございます。

本事業につきまして、令和4年度に予定をしておりました工事の進捗状況により、本年3月議会定例会におきまして、令和4年度から令和5年度へ繰り越す限度額を1億2,250万円として議決を賜り、その後の工事の進捗状況によりまして、翌年度繰越額として1億860万円の繰越しをさせていただいたものでございます。

財源につきましては、国庫支出金823万1,000円、地方債9,000万円、一般財源1,036万9,000円でございます。

以上、総務課所管に係ります繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課が所管いたします款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして補足説明をさせていただきます。

本事業は新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることを目的とし、円滑な接種を実施してまいりました。

当該予算は、当初令和5年3月31日を実施期限としておりました新型コロナワクチン接種事業に係る事業費の精算及び事業終了に伴う清算事務に要する経費として、本年3月定例会において翌年度に繰り越す限度額を385万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金383万7,000円、その他諸収入1万3,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について、建設課が所管いたします款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、表佐宮代線道路改良事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、通学路安全対策事業でございまして、交差点改良事業の前後区間の歩道舗装及

び防護柵設置工事を実施するものでございます。

当初、庭田交差点改良に伴います用地買収及び物件補償費を計上させていただいておりましたが、関係者との協議が難航いたしましたことから先行して安全対策工事を実施するもので、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費に計上させていただいたものでございます。

繰越額950万円、財源内訳といたしまして国庫支出金が446万9,000円、地方債が320万円、一般財源が183万1,000円でございます。

現在、防護柵を設置しております。今後舗装の打ち換えを行い、今月中旬には現場施工が完了する予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、都市計画課が所管いたします款8 土木費、項4 都市計画費、事業名、大垣都市計画区域区域区分変更図書作成事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

この事業は、本町の大垣都市計画区域において、区域区分、地区計画の決定及び用途地域の指定について、関係機関との協議に必要となる資料を作成するものでございます。

業務につきましては、企業の進出が確定した段階での事業着手となり、事業遂行に当たっては関係機関との協議、調整に時間を要するため、本年3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を195万3,000円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

○議長（若山隆史君） 日程第3、報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告につきまして、御説明を申し上げます。

公共下水道費におきまして、浄化センター水処理施設増設事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

浄化センター水処理施設増設事業につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間にかけ、現在浄化センターで稼働させております1系列の汚水処理施設の北側に2系列目の施設の躯体部分を築造しているものでございます。

事業委託先としましては、日本下水道事業団と協定を締結し工事を進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、施工業者の決定に大幅な遅れを生じたことに加え、構造物を支える基礎ぐい工事におきまして支持層の深さに変更が生じ、くいの長さの見直し等に不測の日数を要したため、令和4年度に予定しておりました出来高の達成が見込めないことから、本年3月定例会補正予算（第2号）において繰越明許費の議決をいただきました事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業、翌年度繰越額といたしましては3億5,700万円でございます。

財源内訳といたしましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金が1億6,454万5,000円、地方債が1億7,600万円、また一般財源が1,645万5,000円でございます。

なお、浄化センター水処理施設増設事業繰越分の完了期限は9月29日としております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（若山隆史君） 日程第4、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の令和5年度事業計画、予算及び資金計画並びに令和4年度事業報告書及び決算報告書を提出するものでございます。

細部につきましては、都市計画課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

[都市計画課長 衣斐浩一君登壇]

○都市計画課長（衣斐浩一君） 報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和5年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページ、令和5年度事業計画を御覧ください。

1. 公有地取得事業、2. 公有地売却事業ともに計画はございません。

2ページ、令和5年度予算を御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入、第1款事業収益はゼロ円、第2款事業外収益は受取利息、受取配当金合わせて収入合計2,000円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款事業原価は、令和5年度の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会の必要経費として7万6,000円、支出合計は同額の7万6,000円を計上しております。

収益的収入と支出差引額は、マイナス7万4,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入、支出ともにございません。

3ページ、令和5年度資金計画を御覧ください。

第2条、受入資金の予定額につきましては、(5)前年度繰越金951万1,000円を主なものとしたしまして、受入資金合計951万3,000円を計上しております。

第3条、支払資金の予定額につきましては、(1)販売費及び一般管理費、理事会の必要経費として7万6,000円、支払資金合計は同額の7万6,000円を計上しております。

令和5年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和4年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書の1ページ、令和4年度事業報告書を御覧ください。

1. 概況、(1)理事会の開催状況につきましては都合2回開催し、理事長及び副理事長の互選など3議案の議決をいただきました。

2. 業務、3. 会計につきましては、ともに該当はございません。

2ページ、令和4年度決算報告書を御覧ください。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入につきましては、第2款事業外収益、決算額592円、収入

計は同額の592円となりました。

(2) 支出につきましては、第2款販売費及び一般管理費、決算額7万1,400円、支出計は同額の7万1,400円となりました。

2. 資本的収入及び支出につきましては、収入、支出ともにございませんでした。

3 ページ、令和4年度損益計算書を御覧ください。

事業総利益はゼロ円、事業損失は7万1,400円、事業損失から、4. 事業外収益592円を差し引いた経常損失は7万808円、当期損失は同額の7万808円となりました。

4 ページ、令和4年度貸借対照表を御覧ください。

資産の部では、1. 流動資産、合計951万939円、2. 固定資産、合計502万円で、資産の部合計は1,453万939円となりました。

負債の部合計はゼロ円でございます。

資本の部では、1. 資本金、合計500万円、2. 準備金、合計953万939円で、資本の部合計1,453万939円となり、負債・資本合計は同額の1,453万939円となりました。

5 ページ、令和4年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出マイナス7万1,400円、利息の受取額592円で、事業活動によるキャッシュ・フロー計はマイナス7万808円となりました。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー、3. 財務活動によるキャッシュ・フローは、ともにございませんでした。

4. 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）はマイナス7万808円となり、5. 期首残高958万1,747円との差引きで6の期末残高は951万939円となりました。

6 ページには財産目録、7 ページ以降には各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、報告第3号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第5 議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度の会計決算を監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページ、令和4年度垂井町水道事業報告書を御覧ください。

令和4年度につきましても安心・安全な水の安定供給を行うため、水道施設の定期的な点検などを実施し、維持、保全に努めてまいりました。

また、水質検査を充実し、水質の向上に取り組むとともに、老朽管の更新におきましては耐震管を採用するなど耐震性の向上に努め、さらに漏水調査等による有収率の向上に努めてまいりました。

事業経営では、コロナ禍における原油価格や物価の高騰に対する緊急対策及び電力などの物価高騰に対する緊急対策としまして、全ての使用者に対しまして令和4年7月からの8か月分の水道料金基本料金の免除を行いました。

令和4年度の水道事業につきましては、有収水量の減少による水道料金の減少や、電力価格の高騰などによる事業経費の増大により厳しい状況となりましたが、今後も引き続き水需要の動向を注視しつつ、効率的かつ効果的な事業運営を図り、サービスの向上に努めてまいります。

それでは、給水の状況並びに収益的収支等の状況について御説明をさせていただきます。

令和4年度の給水状況といたしましては、給水戸数が9,197戸で、前年度に比べ64戸の増、総有収水量は282万7,577立方メートルで、前年度に比べ18万3,686立方メートルの減となりました。

このような給水状況の中、収益的収入につきましては、4億276万5,603円で、前年度に比べ786万204円の減となっており、有収水量の減少に伴う給水収益の減少によるものでございます。

一方、収益的支出では4億4,683万1,966円で、前年度に比べ6,794万5,937円の増となり、電気料金である動力費及び委託料の増加によるものでございます。

この結果、決算書の3ページ、令和4年度垂井町水道事業損益計算書を御覧いただきたいと存じます。

下から4行目にごございますように、当年度は4,406万6,363円の純損失となりました。

14ページに戻っていただきまして、下段、資本的収支の状況でございます。

資本的収入につきましては1,261万8,371円で、内訳といたしましては、加入金590万7,000円、工事負担金129万4,371円、他会計負担金541万7,000円となり、前年度に比べ4,181万864円の減となりました。

一方、資本的支出につきましては2億3,076万1,199円で、内訳といたしましては、建設改良費1億1,723万354円、企業債償還金1億1,353万845円となり、前年度に比べ2,825万2,280円の増となりました。

なお、収支差引額の2億1,814万2,828円は、過年度分損益勘定留保資金より補填をいたしました。

当年度の建設改良工事といたしましては、上下水管布設推進工事に係ります上水道分、下水道事業に伴う配水管布設替（第1工区、第2工区）工事、これらを実施いたしました。

そのほかの工事等につきましては、18ページ、19ページの建設改良工事及び修繕工事等をお目通し願います。

15ページに戻っていただきまして、経営指標に関する事項についてでございます。

まず経営の健全性を示します経常収支比率につきましては、前年度比19.43ポイントの減、88.96%となり、健全経営の水準とされます100%を下回りました。また、料金水準の妥当性を示します料金回収率は、前年度比40.95ポイントの減、66.65%となり、こちらにつきましては、動力費の増加及び基本料金の免除による給水収益の減少が要因となっております。

一方、有形固定資産減価償却率につきましては、前年度比1.84ポイント増の41.05%、管路経年化率は、前年度比1.48ポイントの増、17.44%と施設の老朽化が進んでいるのに対し、管路更新率は前年度比0.31ポイント減の0.46%にとどまっているため、将来の更新需要増加に備え、現在の経営状況を加味しつつ、引き続き施設の更新を行ってまいります。

なお、経営指標の過去5年間推移につきましては、表とグラフにいたしましたのでお目通し願います。

以上、令和4年度垂井町水道事業会計決算認定についての補足説明とさせていただきます。御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

日程第6 議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について及び議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について及び議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、軽自動車税の種別割の税率について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ4,771万8,000円を追加し、予算総額を110億3,612万7,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、地域公共交通会議事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、高瀬ヶ丘青少年集会所改修工事に係ります工事請負費につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

民生費では、社会福祉施設物価高騰対策補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、障がい福祉計画等策定事業に係ります経費の増額を、宮代こども園食器洗浄機の購入に係ります備品購入費の増額、私立認定こども園電気料金高騰対策補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、第2子以降出産祝金支給事業に係ります経費の増額につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

衛生費では、医療機関等物価高騰対策補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、町指定ごみ袋の無償提供事業に係ります経費の増額、職員異動に伴う人件費の増額につきまして、

それぞれ措置を行ったところでございます。

また農林水産業費では、岩手地区地域計画策定事業に係ります委託料、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

商工費では、東海自然歩道道標改修工事に係ります工事請負費の増額を行いました。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては税務課長並びに総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、ただいま上程されました議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案と併せて新旧対照表を御覧ください。

第82条の改正規定でございます。

これは、令和5年7月1日から施行される道路交通法の一部を改正する法律に伴い、電動キックボード等に対応する新たな車両区分といたしまして特定小型原動機付自転車が定義されることを踏まえ、軽自動車税に対して課する種別割の税率を定める規定中においても、特定小型原動機付自転車に係る税率の整備をするものでございます。

道路交通法施行規則である特定小型原動機付自転車の基準は、原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること、また長さが1.9メートル以下、幅が0.6メートル以下であること、また最高速度が20キロメートル毎時以下であること等の規定があり、これらの基準に該当する特定小型原動機付自転車を第82条第1号エで定める3輪以上の車両、通称ミニカー区分の税率から除外することを規定し、2輪及び3輪以上の特定小型原動機付自転車に課する税率を第82条第1号アで定める現行の原動機付自転車と同一の税率である2,000円とするものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書を御覧ください。

第1条では、施行期日を令和5年7月1日としております。

第2条では、今回の改正に伴います軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,771万8,000円を追加いたし、歳入歳出の総額を歳

入歳出それぞれ110億3,612万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページをお願いいたします。

歳出から御説明を申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきまして、本年度、町地域公共交通会議におきまして地域公共交通計画を策定する予定で、当初予算におきまして、地域公共交通会議事業補助金といたしまして164万4,000円の計上をいたしておりましたが、こちらに不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で82万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目10諸費でございます。

高瀬ヶ丘自治会長から、高瀬ヶ丘青少年集会所のトイレ改修及び外階段の手すりの設置に関する要望がございましたので、工事請負費におきまして93万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、事業費の3分の1につきまして、地元からの工事負担金を見込んでおります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、電気料金をはじめ、物価高騰の影響を受けている介護施設、障がい福祉施設など保育所以外の社会福祉施設の事業運営を支援するための補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金で1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、目11障害者福祉費につきましては、現行の垂井町障がい福祉計画等が今年度、令和5年度末をもちまして計画期間の満了を迎えますことから、本年度中に次期、令和6年度から3年間の計画を策定する必要がございますので、そのための経費といたしまして懇話会構成員報償として報償費で4万2,000円、計画の策定支援業務として委託料で150万円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらにつきましては、今年度、本来でございましたら、令和5年度の当初予算で計上し、御理解賜るところでございましたが、計上いたしておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費でございます。宮代こども園で使用しておりました食器洗浄機が故障いたしましたので、更新に係る経費といたしまして、備品購入費で90万円の増額補正をお願いするものでございます。また電気料金の高騰に伴い、事業経費が増加をいたしました私立認定こども園の事業運営を支援するための補助金として、負担金、補助及び交付金で30万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、8ページでございます。

目14第2子以降出産祝金支給事業費でございます。第2子以降の出産に対して祝い金を支給

し、出生率の増加につなげることを目的とする事業でございます。事務費といたしましては、職員手当等で20万円、需用費で6万1,000円、役務費で3万1,000円、また事業費といたしまして負担金、補助及び交付金におきまして、祝い金1人当たり10万円、第2子以降の出生数80人を想定いたし800万円、それぞれ増額補正をお願いいたすものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費でございます。電気料金をはじめ、物価高騰の影響を受けている町内の病院、診療所、薬局といった医療機関の経営を支援するための補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金で580万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、項2清掃費、目2クリーンセンター費でございます。住民の皆様の経済的負担の軽減を目的に国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内の全ての世帯に町指定ごみ袋の無償提供を行うことから、当初予算で計上いたしておりました使用料及び手数料を減額し、国庫支出金への財源更正をお願いするものでございます。

目3塵芥処理費でございます。職員の異動に伴いまして、給料で247万2,000円、職員手当等で79万5,000円、共済費で77万9,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、町指定ごみ袋の無償提供事業に係ります引換券の印刷費用として、需用費で30万円、それから郵送料として役務費で62万2,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

なお、こちらの需用費と役務費、合わせて92万2,000円につきましては、国庫支出金を財源として見込んでおるところでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。地域の農地の適切な利用に向けまして、国において地域計画策定推進緊急対策事業が進められており、今後、市町村では地域計画を策定する必要があるがございますが、今般、県事業の採択を受けましたことから、岩手地区をモデル地区として地域計画を策定するため、委託料で385万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金のほうで355万3,000円が交付される見込みでございます。

目8農業構造改善費でございます。本年度、令和5年度の当初予算におきまして、町単独事業の高性能農業機械導入補助金として1,000万円をお認めいただいたところでございますが、今般、農事組合法人2組織、認定農業者2名につきまして県補助事業の採択を受けましたことから、負担金、補助及び交付金で982万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金で983万8,000円が交付され、一般財源のほうで9,000円の減額となる見込みでございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費でございます。東海自然歩道の道標改修工事といたしまして、工事請負費で48万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、事業費の45%相当が県支出金で交付される見込みでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページのほうをお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料でございます。国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して町指定ごみ袋の無償提供事業を実施することに伴いまして、当初予算に見込んでおりました一般廃棄物処理手数料につきまして530万円の減額補正をお願いするものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして2,232万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款15県支出金、項2県補助金につきましては、目2民生費県補助金で第2子以降出産祝金支給事業費補助金といたしまして829万2,000円、目5農林水産業費県補助金で地域計画策定推進緊急対策事業補助金として355万3,000円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金といたしまして983万8,000円、目6商工費県補助金では、自然環境整備事業補助金といたしまして21万6,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、収支の均衡を図るため848万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目6雑入につきましては、高瀬ヶ丘青少年集会所改修工事負担金といたしまして31万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、10ページ以降につきましては給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通し賜りたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第35号及び議第39号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第7 議第36号 消防ポンプ自動車の取得について

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第36号 消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第36号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

消防ポンプ自動車を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防代表取締役 臼井潔が落札いたしましたので、この者と2,420万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 議第36号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願い申し上げます。

本件の入札につきましては、県内に本社、本店がございます3者によりまして、去る5月19日に指名競争入札を執行いたしました。第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格にて申込みがございました株式会社ウスイ消防が2,200万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づきまして、消費税を含め2,420万円で岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防代表取締役 臼井潔と物件供給契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

納入期限につきましては、令和6年3月29日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、取得いたします消防ポンプ自動車の仕様について補足説明させていただきます。

型式はCT-1型で、車両総重量は3.5トン未満、総排気量は1,998cc、出力は97キロワット、乗車定員は6名、オートマチックトランスミッション、ガソリンエンジンの2輪駆動で、平成29年の道路法改正に伴います普通免許取得者に対応する車両でございます。

主ポンプにつきましては、A-2級で、従来の消防ポンプ自動車と同様の性能でございます。
このほか、主な取付品といたしましては、赤色回転灯、拡声器付電子サイレン、光体警報器、
ドライブレコーダー、バックモニター、ホースカーなどとなっております。

以上、取得いたします消防ポンプ自動車の仕様についての補足説明とさせていただきます。
御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 消防ポンプ自動車の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議
題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結につきまして、提案理由
を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町表佐1536番地の1、
株式会社タワダ代表取締役 南紅二が落札いたしましたので、この者と5,302万円で請負契約
を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議
会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、
御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 議第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結につきまして、契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願い申し上げます。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札入札参加者選定に関する基準に基づきまして、8者に指名通知をいたし、去る5月23日に指名競争入札を執行いたしました。第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、申込みがございました株式会社タワダが4,820万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づきまして、消費税を含めまして5,302万円で垂井町表佐1536番地の1、株式会社タワダ代表取締役 南紅二と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限につきましては、令和6年3月28日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） ただいま上程されました議第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結につきまして、私からは工事概要の説明をさせていただきます。

新桜橋は、1級河川相川に架かります橋長110.1メートル、全幅員6.8メートル、5径間の橋梁で、昭和46年6月に架橋され52年が経過しております。

橋梁につきましては、平成24年12月に発生しました笹子トンネル天井板落下事故を契機に道路法の改正や点検基準の法定化がされ、平成26年から、2メートル以上の全ての橋梁に関し、5年ごとの近接目視による点検が義務づけられました。垂井町におきましても平成26年から橋梁定期点検を実施し、今年度で2巡目が完了するところでございます。

令和2年に実施いたしました橋梁定期点検により、新桜橋の主桁に腐食による断面欠損が見られ、健全性の診断で早期措置段階と判定されましたので、今回補修工事を施工するものでございます。

補修工事の概要について説明させていただきます。

資料は、新桜橋橋梁補修工事概要と補修一般図を御覧ください。部位ごとに説明をさせていただきます。

路面につきましては、地覆部分にコンクリート剥離、鉄筋露出や欠損が見られますので、ポリマーセメントモルタル左官工法による断面修復工を施工いたします。

伸縮装置につきましては、漏水が見られること、一部目地材が設置されていないことから、伸縮装置の取替えと、止水処理といたしまして水切り材を設置いたします。

次に、桁下部分の補修でございます。排水装置、主桁及び支承につきましては、腐食、防食

機能の劣化及び欠損が見られます。排水装置は、V P管及びステンレス管へ取り替えいたします。主桁はP 3橋脚の部分でございますが、部材を切除、整形処理し、L型アングル材を設置する当て板補修工を、支承は、防錆対策として塗装塗り替えを施工いたします。床版及び下部工につきましては、鉄筋露出が見られますので、断面修復工を施工いたします。

以上が主な補修内容でございます。

交通規制に関しましては、道路上で作業をいたしますつり足場の設置と、伸縮装置取替え工の施工時には規制が必要となりますので、安全対策、施工時間等に十分配慮し施工してまいります。

工期といたしましては、河川区域内での作業着手が非出水期であります11月以降となりますので完成期限を令和6年3月28日としておりますが、段取りよく工事を進め、早期に完成できるように監理、指導してまいります。

以上、新桜橋橋梁補修工事についての補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 新桜橋橋梁補修工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第38号 垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事委託に関する協定の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第38号 垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第38号 垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事委託に関する協定の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

公共下水道事業の進捗に伴い、今後の汚水流入量増加に対応するため、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長 森岡泰裕と工事の委託に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第38号 垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事委託に関する協定の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

このたび協定締結を予定しております浄化センター水処理施設は、近年の公共下水道の普及に伴い、汚水流入量の増加に対応するための2系列目の増設施設でございます。

今回の整備では、完全稼働時には1日4,400立方メートルの汚水処理能力を持つ施設となり、このうち令和2年度から躯体部分の築造に着手し工事を進めております。本協定におきましては、引き続き令和5年度から令和7年度までの3年間において、完全稼働時の2分の1の能力、2,200立方メートル分を完成させるための機械設備及び電気設備を増設するための協定でございます。この工事の完成により、汚水流入量の増加に対応するものでございます。

また、予算措置につきましては、本年度予算及び令和6年度と令和7年度の2か年の債務負担行為をお認めいただいているところでございます。

それでは、お手元の資料1ページ及び5ページ、6ページを併せて御覧ください。

工事の内容につきまして、大きく分けて2点ございます。

1点目といたしまして、機械設備工事でございます。最初沈殿池には、ピットにたまった汚泥を処理施設へ送るための汚泥ポンプ、槽内に沈殿した汚泥をピットに集めるためのかき寄せ機、また浮遊したスカムを回収するためのスカムスキマ等を設置いたします。反応タンクでは、活性汚泥を均一にするための無酸素槽攪拌機、同じく活性汚泥に酸素を供給するための好気槽散気装置をそれぞれ2基設置いたします。

また、最終沈殿池につきましては、汚泥ポンプを2基、汚泥かき寄せ機、スカムスキマ機器を設置いたします。

2点目といたしまして、電気設備でございます。

運転操作設備では、各機器の運転を制御するためのプロセスコントローラ盤、機器の開閉制御を行うためのコントロールセンタ、手動や自動、運転停止などの制御を行うための補助継電器盤、各機器のモーターを制御するためのVVVF盤、また機器の操作を現場で行うための現

場操作盤を設置いたします。

計装設備では、計装機器類の監視等を行うための計装盤や、水質等を検出するための計装機器を設置いたします。

監視制御設備では、処理場の運転状況を集中管理するためのC R Tコントローラ盤を設置いたします。

資料の2ページを御覧ください。

今回の協定の工程につきまして、令和5年度及び令和7年7月末まで機械設備及び電気設備の機器製作を実施し、令和7年度におきまして、その機器の設置工事を行う予定をしております。

資料3ページ以降には、浄化センターの平面図等をつけさせていただきましたのでお目通しください。

協定の目的といたしまして、垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事。

協定の方法は、随意契約。

協定の金額は、11億9,140万円。

協定の相手方は、日本下水道事業団でございます。

また、この協定に基づく建設工事の完成期限は、令和8年3月31日としております。

なお、去る5月23日に仮協定を締結いたしましたので、本協定を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 垂井町浄化センター水処理施設（機械・電気設備）工事委託に関する協定の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願

○議長（若山隆史君） 日程第10、請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業建設委員会に付託いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時27分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 水 野 忠 宗

会議録署名議員 渡 辺 保 彦

